

秋田日米協会 規約

第1章 名称及び事務所

第1条 本会は、秋田日米協会と称する。(略称：日米協会)

第2条 本会の事務所は秋田市に置く。

第2章 目的及び事業

第3条 本会の目的は、日米両国民相互の理解を深め、文化・経済の交流など友好関係の増進を図ることにある。

第4条 本会はその目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 米国より名士の来秋に伴い、隔意のない意見交換の場を図る。
2. 本会と目的を同じくする諸団体と連携し、日米の友好関係増進を図る。
3. 米国を研究し、学びさらに訪問し、会員の啓発を図る。
4. 米国諸団体の来秋に伴い、歓迎を図る。
5. その他

第3章 会員

第5条 本会会員は、原則として日本国民及び米国国民とする。

第6条 本会へ入会を希望する者は随時入会申請できる。入会は理事会の承認を経て決定されるものとする。

第7条 本会会員は、次の2種とする。

1. 個人会員
2. 法人(団体含む)会員

第8条 本会を退会希望する者、あるいは会費を滞納(2ヶ年以上)している者の退会は拒まない。但し理事会の承認を得るものとする。

第4章 役員

第9条 本会には、次の役員を置く。

1. 理事 20名以内 監事 2名以内
2. 会長1名、副会長5名以内、専務理事1名、理事事務局長1名は、理事会で互選する。

第10条 理事及び監事は総会で決定し任期は2年とする。但し再任を妨げない。

第11条 会長は総会・理事会を招集してその議長となる。会長に事故あるときは、副会長(上級者)が代理を務める。

第12条 理事会の議事は出席者(委任状含む)の過半数で決める。

第5章 名誉会長・顧問

第13条 本会に名誉会長及び顧問を置くことが出来る。名誉会長及び顧問は総会の議決で選任する。

第6章 総会

第14条 本会は毎年1回通常総会を開く。その他理事会の要請にて臨時の総会を開く事が出来る。

第15条 総会の議事は出席者（委任状含む）の過半数で決める。

第7章 会計

第16条 本会の収入は次によるものとする。

1. 会員の納入する年会費
2. 会員又はその他の寄付金

第17条 本会の会計年度は4月1日より翌年3月31日までとする。但し、会員は9月末日までに年会費を納入しなくてはならない。

第18条 理事会は、通常総会前に決算および予算をつくり、通常総会で承認を受けなければならない。

第8章 付則

第19条 会費は個人1口3,000円、法人（団体含む）は1口10,000円とする。

第20条 本規約は平成15年8月4日より実施する。

第9条1. 第19条 平成23年6月16日 改正